

公表

事業所における自己評価結果

事業所名		しながくどう宮崎		公表日		令和8年3月23日	
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点	
環境・ 体制・ 整備 運営	1	訪問支援に使用する場合の教員教材は適切であるか。	3	1		・教材の選定基準や共有方法にばらつきがあり、統一的な活用が十分でない。	
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	4	0		・今後の利用増加を見据えた人員体制の検討が必要。	
業務 改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	3	1	個人プレーになってる感じがするため、話し合いの場があってもいいのかもしれない	・職員間の情報共有や振り返りが不足し、個人対応に偏る傾向がある。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	4	0		・評価結果の具体的な改善への反映方法の明確化が必要。	
	5	従業員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	3	1		・職員の意見を吸い上げる仕組みや活用方法が十分でない。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	0	4		・第三者評価の導入および活用が未実施である。	
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	4	0		・外部研修や専門性向上の機会の更なる充実が必要。	
適切 な 支 援 の 提 供	8	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	4	0		・アセスメント内容の統一と精度向上が必要。	
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	4	0		・多職種での検討機会のさらなる充実が必要。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	4	0		・連携内容の記録や共有の強化が必要。	
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	4	0		・職員間での理解度に差が生じないような共有方法の工夫が必要。	
	12	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	3	1		・標準化された評価ツールの活用が十分でない。	
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	4	0		・より具体的に実践的な支援内容の明確化が必要。	
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	4	0		・計画と実践の結びつきをさらに強化する必要がある。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	2	2		・事前打ち合わせの実施が徹底されていない。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	3	1		・振り返りの機会や内容共有が不十分な場合がある。	
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	4	0		・訪問先の方針理解をさらに深める必要がある。	
18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	4	0		・記録の質や活用方法にばらつきがある。		
19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	4	0		・定期的な見直しの仕組みの更なる強化が必要。		

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	4	0		・より積極的な情報共有と発言機会の確保が必要。
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	4	0		・連携の質や頻度にばらつきがある。
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	4	0		・移行支援の体系的な仕組みの整備が必要。
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	2	2		・外部専門家の活用機会が不足している。
	24	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	1	3		・地域活動や会議への参加が不十分である。
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	4	0		・情報共有の方法や頻度の更なる工夫が必要。
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2	2		・家族支援プログラムや研修機会の提供が不足している。
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	4	0		・説明内容の統一と理解度確認の仕組みが必要。
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	4	0		・説明内容の標準化と継続的な周知が必要。
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	4	0		・こども・保護者の意向確認の機会の充実が必要。
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	4	0		・説明の質や理解の確認方法の工夫が必要。
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	4	0		・相談機会の周知や利用しやすい環境づくりが必要。
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	0	4		・保護者同士の交流機会が未実施である。
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	4	0		・相談体制のさらなる周知と活用促進が必要。
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	1	3		・SNSや通信等による情報発信が不足している。
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4	0		・継続的な意識向上と確認体制の維持が必要。
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	4	0		・多様なニーズに応じた伝達方法の工夫が必要。
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	4	0		・より積極的な助言提供と関係構築の強化が必要。
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	4	0		・実施内容の充実と記録の活用が必要。
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	4	0		・共有内容の質やタイミングの統一が必要。
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	4	0		・取扱いルールの継続的な確認と徹底が必要。

	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	4	0		・助言内容の質の向上と一貫性の確保が必要。
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2	2		・各種マニュアルの周知と実践的な訓練の実施が不十分である。
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	3	1		・安全計画の周知と実践のさらなる徹底が必要。
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	4	0		・共有はされているが、分析と活用の強化が必要。
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	4	0		・研修の継続と実践への落とし込みが必要。
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	4	0		・判断基準や手続きのさらなる周知と統一が必要。